

## 米国のイラク攻撃の早期終結に関する意見書

米国のブッシュ大統領は、イラクが大量破壊兵器を開発・保有している疑いがあることを理由に、同国への武力攻撃を開始しました。イラク政府が国際社会の懸念を払拭する責務を負うことは当然であります。同国が国連安保理決議に重大な違反を犯し、大量破壊兵器を保有しているという疑いで、米国の先制軍事攻撃を正当化することにならないことは明らかであります。

このままイラクへの攻撃が続けば、イラクの多くの罪なき人々が傷つくと同時に、中東情勢が一層不安定になることは明らかであり、日本国民の多くは米国のイラク攻撃によって日本の平和と安全、国民生活が脅かされることを強く懸念しております。

よって、政府及び国会におかれては、日本国憲法の平和条項を生かし、米国のイラクへの武力攻撃が早期に終結するように、国連憲章の理念に沿った解決に向けて全力を尽されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年3月25日

(提出先)内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長